㊒G―2222	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA―2　10GR―FE8	トヨタ　DBA―GGA	〃
㊒G―2223	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA―1　115NZFE24	トヨタ　DBA―NCP	〃

○国土交通省告示第千百二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2215	一酸化炭素等発散防止装置　スバル　EBD―E N07―3	スバル　EBD―TT1、スバル　EBD―TT2、スバル　EBD―TV1、スバル　EBD―TV2	富士重工業株式会社　東京都新宿区西新宿一丁目７番２号

○国士交通省告示第千百三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2216	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　LDF―1　KD―FTV	トヨタ　LDF―KDY221、トヨタ　LDF―KDY231、トヨタ　LDF―KDY241V、トヨタ　LDF―KDY271、トヨタ　LDF―KDY281	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国士交通省告示第千百四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2218	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　LDF―1　KDFTV1	トヨタ　LDF―KDH201V、トヨタ　LDF―KDH201K、トヨタ　LDF―KDH211K、トヨタ　LDF―KDH221K、トヨタ　LDF―KDH206V、トヨタ　LDF―KDH206K、トヨタ　LDF―KDH223B	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国士交通省告示第千百五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2217	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ABF―1　TR―FE1	トヨタ　ABF―TRY220、トヨタ　ABF―TRY230	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊒G―2219	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBF―2　TR―FE1	トヨタ　CBF―TRH211K、トヨタ　CBF―TRH221K、トヨタ　CBF―TRH221S、トヨタ　CBF―TRH216K、トヨタ　CBF―TRH226K、トヨタ　CBF―TRH226S、トヨタ　CBF―TRH223B、トヨタ　CBF―TRH228B	〃
㊒G―2220	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBF―1　TR―FE1	トヨタ　CBF―TRH200V、トヨタ　CBF―TRH200K	〃
㊒G―2224	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA―2　TR―FE4	トヨタ　CBA―TRH214W、トヨタ　CBA―TRH224W、トヨタ　CBA―TRH219W、トヨタ　CBA―TRH229W	〃

○国士交通省告示第千百六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2237	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBE―CR12―７Y12A	ニッサン　CBE―VA＊Y12、マツダ　CBE―BVA＊Y12、三菱　CBE―CVA＊Y12	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地

○国士交通省告示第千百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月二十八日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G―2234	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA―MR18―７Y12B	ニッサン　DBA―J＊Y12	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地